

改正

平成18年 3 月16日 条例第 6 号
平成18年12月11日 条例第38号
平成19年 3 月26日 条例第10号
平成20年 3 月26日 条例第 4 号
平成20年12月17日 条例第35号
平成25年 3 月19日 条例第14号
平成28年 3 月 2 日 条例第16号
平成29年 3 月 1 日 条例第 9 号

那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例

(目的)

第 1 条 この条例は、重度心身障害者に対し、医療費の一部を助成することにより、保健の向上に寄与し、もって重度心身障害者の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5 号に定める 1 級又は 2 級の障害の程度と同程度の障害を有する者であること。
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第 6 条に規定する精神保健福祉センター又は精神科医（以下これらを「児童相談所等」という。）により知能指数が35以下の知的障害児者と判定された者であること。
- (3) 身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号に定める 3 級又は 4 級の障害の程度と同程度の障害を有する者であつて、児童相談所等により、知能指数が50以下の知的障害児者と判定された者であること。

2 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

3 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族療養費の支給、家族訪問看護療養費の支給及び特別療養費の支給をいう。ただし、食事療養及び生活療養に係るものを除く。

4 この条例において「一部負担金等」とは、次に掲げる額をいう。

- (1) 65歳以上75歳未満の者（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被

保険者及び重度心身障害者であって高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表に定める程度の障害の状態にないため、栃木県後期高齢者医療広域連合による障害の認定を受けられない者を除く。）にあっては、保険給付について、医療保険各法の規定により算定した費用の額の2割に相当する額と、医療保険各法の規定により負担すべき額（付加給付等があるときは、その額を控除して得た額）のいずれか低い額

（2） 前号に掲げる者以外の者にあっては、保険給付について医療保険各法の規定により負担すべき額（付加給付等があるときは、その額を控除して得た額）

5 この条例において「医療機関等」とは、病院、診療所、薬局等のうち医療保険各法の規定により保険給付を取り扱う者をいう。

一部改正〔平成18年条例6号・38号・19年10号・20年4号・35号・25年14号・28年16号〕

（助成対象者）

第3条 この条例に定める医療費の助成を受けられる者（以下「助成対象者」という。）は、重度心身障害者であって医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であり、それぞれ次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長が交付する重度心身障害者医療費受給資格者証を有する者とする。

（1） 市の区域内に住所を有する者（国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となる者、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。）

（2） 市の区域内に住所を有しない者のうち、国民健康保険法第116条の2の規定により市が行う国民健康保険の被保険者となる者及び栃木県後期高齢者医療広域連合の区域外に住所を有する者のうち、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により市の区域内に住所を有していたと認められることにより栃木県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者

一部改正〔平成18年条例6号・19年10号・20年4号・35号〕

（助成）

第4条 市長は、助成対象者が保険給付を受けた場合には、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額を助成する。

（1） 助成対象者が医療機関等に支払った一部負担金等の額に相当する額

（2） 前号の一部負担金等に係る医療機関等（薬局を除く。）の診療報酬明細書ごとの一部負担金等の額（その額が500円を超える場合は、500円）の合計額

2 前項の規定にかかわらず、助成対象者が、市民税世帯非課税者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第35条第1項第3号に規定する市民税世帯非課税者をいい、当該者に相当するものとして市長が適当と認める者を含む。）である場合には、規則で定めるところにより、前項第1号に掲げる額を助成するものとする。

一部改正〔平成18年条例38号・19年10号・29年9号〕

（助成の申請及び申請期間）

第5条 前条の規定による助成は、助成対象者の申請に基づき行うものとする。

2 前項の規定による申請は、助成対象者が保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内に行わなければならない。

一部改正〔平成19年条例10号〕

（助成金の返還）

第6条 市長は、偽りその他不正な行為により第4条の規定による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の南那須町重度心身障害者医療費助成に関する条例（昭和48年南那須町条例第7号）又は烏山町重度心身障害者医療費助成に関する条例（昭和48年烏山町条例第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月16日条例第6号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた保険給付にかかる助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年12月11日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例、第2条の規定による改正後の那須烏山市妊産婦医療費助成条例、第3条の規定による改正後の那須烏山市こども医療費助成条例及び第4条の規定による改正後の那須烏山市ひとり親家庭医療費助成条例の規定は、平成18年10月1日以降に受けた保険給付に係る助成について適用する。

附 則（平成19年3月26日条例第10号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた第1条の規定による改正前の那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例、第2条の規定による改正前の那須烏山市妊産婦医療費助成条例及び第4条の規定による改正前の那須烏山市ひとり親家庭医療費助成条例に規定する保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月26日条例第4号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正及び那須烏山市ひとり親家庭医療費助成条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に受けた第4条の規定による改正前の那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例及び第5条の規定による改正前の那須烏山市ひとり親家庭医療費助成条例に規定する保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年12月17日条例第35号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けたこの条例による改正前の那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例に規定する保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月19日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けたこの条例による改正前の那須烏山市こども医療費助成条例、那須烏山市妊産婦医療費助成条例、那須烏山市ひとり親家庭医療費助成条例及び那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例に規定する保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月2日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けたこの条例による改正前の那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例及び那須烏山市妊産婦医療費助成条例に規定する保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月1日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けたこの条例による改正前の那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例、那須烏山市妊産婦医療費助成条例及び那須烏山市ひとり親家庭医療費助成条例に規定する保険給付に係る助成については、なお従前の例による。